

少子化対策に志向する今の子育て支援の問題点

元木 久男

Some Problems of the Current Child-Nurturing Support which was intended as a countermeasures to the Declining Birthrate

Hisao MOTOKI

Abstract

In recent years, the child-nurturing support program has been strongly promoted in Japan. On the other hand, child abuse has become more intensified and problems related to child poverty have become a serious issue. In this paper, it is argued that the current child-nurturing support is not effective for those children who experience child abuse and the disadvantages of poverty. The conclusion is that the current child-nurturing support does not secure the well-being of all children. Through examining problems of the current child-nurturing support program, it is argued that the child-nurturing support should aim to secure the life and growth of child.

Key words : child-nurturing support child abuse child poverty

キーワード：子育て支援，子ども虐待，子どもの貧困問題

2009.11.12受理

1. はじめに 深刻化する子ども虐待と子どもの貧困

現在，子育て支援施策が積極的に講じられる一方で，子ども虐待がより一層の深刻化の様相を呈している。また，最近になって子どもの貧困問題が俄かにクローズアップし，貧困が子どもの生活や成長を脅かす深刻な問題であることが明らかとなってきている。

厚生労働省のまとめによれば，平成20年度における全国の児童相談所での子ども虐待対応件数は2009年7月発表の速報値で42,662件にのぼり，前年に比べ2,023件増加している。また2004年の児童福祉法改正で新たに市町村が虐待の相談や通告の窓口となったが，平成19年度の全国の市町村での虐待対応件数は総数で50,120件であった。厚生省（当時）が，全国の児童相談所で受理した養護相談中の虐待の把握を開始した1990年の虐待受付件数は1,101件にすぎなかったが，

この18年間で子ども虐待の相談対応（もしくは受付）件数はなんと約39倍にも膨れあがっている。

もちろん，単純に子ども虐待の発生そのものが40倍近く増加しているというわけではなく，子ども虐待防止の広報活動の推進やマスコミ等での悲惨な虐待事件の報道によって，国民や関係機関で子ども虐待についての認識が深まり，虐待の発見と対応が積極的に図られるようになった事情が考慮されなくてはならないであろう。また，市町村での虐待対応件数も，単純に児童相談所での件数に足し合わせて約10万件に膨れあがった，100倍近くも増加したと解釈すべきものではなく，住民に身近な市町村が相談や通告の窓口になったために，それだけ子ども虐待が発見されやすくなったことを反映したものであることを考慮する必要がある。

それでも，全国の児童相談所での虐待対応件数がついに4万件を超えた，市町村でも5万件以上の虐待対応がなされている事実を目の前にすると，わが国社会が子ども

も虐待の横行する深刻な事態を迎えていると考えざるをえない。

ところで、山野は、子ども虐待は現在、その点は後にみることにするが、豊かな社会での精神病理や家族病理として理解され、社会経済的要因に結びつけて捉えられることがなくなってきているが、実際には虐待が貧困や低所得の問題に深く関連することを明らかにしている。また、虐待問題の生じている家族類型をみても、ひとり親家庭での虐待問題の発生が突出して多く、子どもを養育するうえでひとり親家庭の社会的不利（経済的な面での不利と子育てそのもの大変さ）の状況が虐待に強く関与していることを指摘している（山野2006）。子ども虐待が発生してくる基盤に、経済的貧困を基軸とする貧困家庭の親の子育ての不利や困難状況が存在するのである。

そうした親の貧困が、貧困家庭に暮らす子どもの不利や困難として立ち現れていることが、最近になって深刻に受け止められるようになってきている。厚生労働省の「国民生活基礎調査」と「所得再配分調査」のデータを用いて子ども全数に占める貧困である子どもの比率である子どもの貧困率を計測した阿部は、2001年におけるわが国の子どもの貧困率が14%であることを明らかにしている。なんと、7人に1人の子どもが貧困であるというのである。また、1990年代において子どもの貧困率が上昇しており、この傾向がこれからも継続していくことを指摘する（阿部2005）。

さらに、貧困率を比較可能なように計測し直して先進諸国における子どもの貧困率と比較した結果、「日本の子どもの貧困率は、アメリカ、イギリス、カナダおよびイタリアに比べると低い半面、スウェーデン、ノルウェー、フィンランドなどの北欧諸国およびドイツ、イスラエル、台湾などと比較すると高い水準にある。（中略）日本の子どもの貧困率が上昇傾向にあることを踏まえると、近い将来、日本はアメリカに次ぎ2番目に子どもの貧困が高い国になるおそれがある」という（同：126）。

松本は、子どもの貧困率について、OECDの国際比較や阿部の計測、さらに松本自身の推計について、いずれも、「子どもの貧困率が14～15%程度と推計されること、母子世帯（ひとり親世帯）に高いこと、上昇傾向であること」で一致している点を指摘している（松本2007a：50）。貧困の問題は、経済的な「お金がない」という不利にとどまらず、「不利が別の不利を招き、問題を複雑にし、貧困を固定的なものとする」。その結果、子どもの可能性が制限されることになり、子どもの発達権の侵害が生じる（松本2008：38）。

以上のような子どもの不利や困難は、少子化問題の深刻化を契機に展開されるようになった子育て支援が強力に推進されるなかで拡大しているのである。そこで、本稿では、そうした矛盾について論じることをとおして、虐待問題や貧困問題を背負った子どもであっても支援の恩恵を享受できる子育て支援のあり方を探ることとする。

2. 子育て支援の展開と子どもの福祉保障

子育て支援の積極的推進の矛盾

前節でみてきたように、困難を抱える家庭の多くの子どもたちが深刻な問題に直面している。その一方で、現在子育て環境の整備を図るべく子育て支援の施策がかなり強力に推進されている。知られるように、1990年の1.57ショックを契機に少子化が深刻な問題と受け止められるようになり、国は、1994年の「今後の子育て支援の基本的方向について（エンゼル・プラン）」を皮切りに、「少子化社会対策大綱に基づく重点施策の具体的実施計画について（子ども・子育て応援プラン）」、そして『子どもと家族を応援する日本』重点戦略」まで、矢継ぎ早に子育て支援の施策を打ち出してきている。

こうした子育て支援の強力な推進にもかかわらず、子どもの貧困問題が顕在化してきたり、子ども虐待の横行を鎮静化できないばかりか、少子化そのものを食い止めることもできていない。少子化については、合計特殊出生率が史上最低の1.26になった2005年以降、06年、07年そして08年のこの3年間で出生率の改善がみられるものの、そうだからといって少子化が食い止められたと判断するのは早計である。むしろ小康状態にあると解釈すべきであろう。いずれにせよ、いまの子育て支援は、少なくとも子どもの貧困問題や虐待問題に対しては有効ではないのではないかが疑われるのである。

もともと、いまの子育て支援は少子化対策として開始されたものであり、出生率を上げることを目的とするその性格上、子どもの貧困問題や虐待といった特別な問題への対処は予定していないといえることができるかもしれない。けれども、子どもを生み育てやすい環境の整備を図ることが目指される以上、あらゆる子どもの幸福な生活と健やかな成長・発達の保障に結びつく子育て支援が展開されなくてはならないのではないだろうか。そもそも、子育て支援が強力に押し進められるなかで子ども虐待が深刻化し、子どもの貧困問題が顕在化していること自体矛盾しているのである。

そこで、本節と次節では、本来、子育て支援は、虐待等の養護問題や貧困問題を背負った子どもや心身に障害

のある子どもなどを含めて、あらゆる子どもが支援の恩恵を享受できるものとして計画されるものでなくてはならないとの観点に立って、いまの子育て支援の問題点を探ることにする。

育児支援に特化したいまの子育て支援

第1に、いまの子育て支援は、乳幼児と低年齢の学童を中心とした育児支援に特化したものである。そもそも1.57ショック後の子育て支援施策の第1弾として位置づけられる「エンゼル・プラン」、そして厚生省(当時)の「当面の緊急保育対策等を推進するための基本的考え方(緊急保育対策等5か年事業)」で進められた施策は保育サービスの拡充であり、乳幼児を抱える親、とくに母親が安心して働くことができる環境づくりであった。

この施策以降、国がこれまで子育て支援として打ち出してきた施策は、汐見が端的にまとめているように、まず、未婚率の上昇および夫婦の平均出生児数と平均理想子ども数の乖離が少子化をもたらしている要因だとの認識から「保育所の拡充策 育児の経済的負担の軽減 男女の性別役割分担の克服」を目指したものであり、さらに2002年に国立社会保障・人口問題研究所が実施した「第12回出生動向基本調査」の結果から夫婦の出生力に陰りがみられるようになったことにより、少子化の要因が捉え直され、夫婦の出生力そのものの低下をその要因に加えて、「専業主婦家庭の子育て支援も本格的に拡充」した施策(汐見2005:3,4)である。なお、専業主婦家庭の子育て支援への拡充の背景には、知られるように、専業主婦を中心に母親の子育て不安の深刻化への認識の深まりがある。

厚生白書平成20年版で子育て支援(白書では、次世代育成支援の用語を使用)の制度として説明されているのは、保育・放課後児童対策と地域子育て支援(保育サービスや地域子育て支援拠点事業等の小学校就学前の対策、放課後児童クラブ等の小学校就学後の対策、そして虐待等の社会的養護を必要とする困難な状況にある子どもや家族に対する支援に分けられる)、働き方に関わる諸制度等(育児休業制度と勤務時間短縮および子育て中の女性等に対する再就職支援が説明されている)、及び出産手当金、出産育児一時金もしくは家族出産育児一時金、育児休業給付および児童手当といった現金給付である。

ほとんどが、乳幼児や低年齢の学童のいる家庭や親を支援する施策だといってよいであろう。虐待等の社会的養護を必要とする困難な状況にある子どもや家族に対する支援が含まれてはいるが、それらは、従来児童福祉法

に基づいて進められてきた対策であって、新たな子育て支援の視点からの困難を抱える子どもや家庭への支援が提示されているわけではない。

現在の子育て支援施策である「少子化社会対策大綱に基づく重点施策の具体的実施計画について(子ども・子育て応援プラン)」の施策内容をみても、(いわば家庭を築ける国民の養成をねらいとした)若者の自立とたくましい子どもの育ち、(ワークライフ・バランスを確保するための)仕事と家庭の両立支援と働き方の見直し、(いわば親になる準備を支援する)生命の大切さ、家庭の役割等についての理解、(ア.きめ細かい地域子育て支援の展開、イ.子育て家庭が必要なときに利用できる保育サービス等の充実、ウ.家庭教育支援の充実、エ.特に支援を必要とする子どもとその家庭に対する支援の推進、オ.いつでも安心して小児医療、母子保健医療が受けられる体制の整備、カ.子育てに安心、安全な住まいやまちづくり、からなる)子育ての新たな支え合いと連帯、といった構成になっている。

若者の(家庭をもつことができるように)自立支援や親になる自覚や意識を促そうとする支援が目新しいが、やはり目標年を定めて数値目標が示されている施策をみると、乳幼児や低年齢の学童のいる家庭や親への支援に偏っている。また、この子育ての新たな支え合いと連帯の施策のなかに、児童虐待防止対策の推進、母子家庭等ひとり親家庭への支援の推進、および障害児等への支援の推進が盛り込まれており、上に述べた目新しい施策と合わせ考えると、「子ども・子育て応援プラン」は、乳幼児等への育児支援に特化した施策ではなく、もっと総合的な子育て支援対策だといえないこともない。だが、これらの施策は、上に指摘したように、児童福祉法その他の制度などによって従来から取り組まれてきたもので、そうした施策が安易に子育て支援の施策のなかに組み入れられているにすぎないのではないかと、子育て支援の施策としての総合性を装うべく帳尻合わせが行われたのではと思わざるをえない。

子ども期全体を展望した支援の必要

阿部によれば、わが国の子どもへの対策は、少子化問題を最重要課題とする家族政策を進めてきたため、育児休業の取得率の向上や、保育所の拡充、児童手当の対象者の拡大といったメニューを並べた、「女性の就労と育児の両立を支援し、『ワーク・ライフ・バランス』を達成することにより子どもを産み育てやすい環境を整えることを目的としている」施策だという(阿部2008:242)。阿部は、子どもの貧困問題に対処するためには、

「親の経済状況や家庭環境にかかわりなく、すべての子どもが、幸せで健全な発育の場と、教育の機会が与えられること」(同：243)が最重要課題となるべきなのであるが、少子化対策に志向するいまの子育て支援はそうになっていない、幼い子を抱える親、とくに母親の就労促進やストレスの解消に主眼が置かれた施策となってしまう問題性を指摘するのである。

阿部の指摘から、いまの子育て支援が少子化対策への志向が強いために出生率を上げるための支援に偏り、その結果手のかかる低年齢の子ども期に支援が集中する施策となっていること、そして、あらゆる子どもが支援の恩恵を享受できる施策ではないことの2点が示唆される。松田も、これまでの少子化対策が、育児期中心の政策であり、ライフコースの流れ全体を支えるものになっていないことを指摘するが、今後の有効な少子化対策では、そうした施策を改めて、「若者が社会に出てから自分の子どもを育てあげるまでのライフコース全体を支える」必要があることを論じている(松田2009)。

おもしろいことに、じつは、1.57ショックのあった翌年の1991年に厚生省(当時)はいち早く児童手当制度の改正に踏み切っている。支給する手当を増額し(実際には僅かな増額であったが)、支給対象児童の範囲も第1子からの支給というように拡大すると同時に、支給対象年齢を3歳未満に引き下げ、支給期間の短縮を図ったのである。一人目の子どもから手当を支給する、額も(僅かではあるが)増やす、でも手当の支給期間はずっと短くする、なんとも中途半端な改革である。その後の出生率の推移をみれば、この改革が有効ではなかったことは明らかである。

この手当の支給期間の短縮は、手当の増額と対象児童の範囲の拡大を埋め合わせる財政上の理由があったのであろうが、それだけでなく、出生率を上げようとするならば、せいぜい3歳ぐらいまでの期間集中的に経済支援すればよいだろうとの認識がもたれていたためでもあったのではないだろうか。そして、このことはいまの子育て支援が低年齢の子ども期に集中していることと通底したところがある。いまの子育て支援が、出生率を上げるために国民の子生み・子育てへの動機づけをいかに高めるか、実質的にそうした観点から講じられるものとなっているために、乳幼児期やせいぜい低年齢の学童期ぐらいに集中的に支援を実施していけばよいぐらいの認識がもたれているのではないだろうか。

けれども、子育て、子どもの養育は、乳幼児期や学童期だけでなく、もっと長期に及ぶものである。とくに、現代のわが国では、子ども期が前代未聞に長くなってき

ている(上1991)。低年齢の子ども期に支援が集中している事実は、いまの子育て支援に、こうした長期化した子ども期全体を展望して支援を計画していくという視点が欠如していることを示しているのではないだろうか。

3. 子育てする親に焦点を当てた子育て支援

いまの子育て支援は第2に、子育てする親に焦点を当てた支援だということが指摘できよう。ここで子育てする親に焦点を当てた支援とは、(子育てする)親の困難・支援の必要性へ一方的に目を向けた支援だということである。支援にはもうひとつ、(子どもの)育ちの困難・支援の必要性に目を向けた支援が考えられるが、本来は双方に目を向けた支援が必要で、双方に目を向けることによって、親の困難に目を向けた支援が子どもの困難の解消に結びついて子どものウェル・ビーイングを保障することができるようになるはずである。

たとえば障害のある子どもについて、障害のある子どもを育てる親の抱える特別な困難のばかりに目を向けると、たとえばその子どもを施設で引き受けて療育するといった支援などの方向が目指されることになるが、障害のある子どもの育つうえでの特別な困難・支援の必要性にも目を向けることによって、その子どもが親の愛護の下、家庭で暮らしながら、施設などに通園して親とともに療育を受けるといった支援の可能性がみえてくるのである。いまの子育て支援は、どうやら子どもを育てる親の困難・支援の必要性ばかりに目の向けられた支援となっているようなのである。そこで本節では、いまの子育て支援が子育てする親に焦点を当てた支援であることを明らかにし、そうであるための問題点を論じることにする。

親の子育て負担の軽減を目指すいまの子育て支援

まず、平成15年に策定され、「子ども・子育て応援プラン」がその具体的計画となっている「少子化社会対策大綱」をみると、その大綱策定の目的のなかで、「日本が(親が)『子どもを生み、育てにくい社会』となっている現実を、我々は直視すべき」(カッコ内、引用者)であり、したがって「子どもが健康に育つ社会、子どもを生み、育てることに喜びを感じることができる社会へ転換することが喫緊の課題」となっていることが述べられている。

そして、自立への希望と力 不安と障壁の除去 子育ての新たな支え合いと連帯という、その喫緊の課題に答えるための少子化の流れを変えるための3つの視点、

要するに「子どもを生み、育てにくい」状況を変えるための3つの柱となる施策が述べられている。は若者が家庭をつくり、子どもを生み育てることができるようその自立を促そうというものであり、は親の子育ての不安や負担を軽減して、子どもを生み育てにくい状況を改善しようという施策であり、そしては子どもを育てることの意義や価値の啓蒙と親の子育てを支えるコミュニティの創出を目指そうというものである。

大綱からみえてくるのは、いまの日本は、(親が)子どもを生み育てにくい社会になってしまっているのではなにかしなくてはならない、そのために若者が結婚や子育てできるように後押ししよう、親の不安や負担を減らそう、職場や地域社会を含めて親の子育てを支える社会にしようという認識である。たしかに、「子どもが健康に育つ社会」、「子どもたちの健やかな育ちや自立を促し」といった文言も見受けられもするが、全体としては、子どもを育てる親に焦点を当てて、育てにくさをなんとかしようという姿勢が明らかである。

ところで、1990年代に入ると、審議会の報告書や政策文書などのなかで「子育てする親の負担の軽減」への言及が目立つようになる。それまでは、子どもの養育について親や家族の養育機能や「家庭」機能の低下や脆弱化、崩壊が指摘される傾向が強かった。たとえば、中央児童福祉審議会家庭児童健全育成対策特別部会の1984年の意見具申「家庭における児童養育の在り方とこれを支える地域の役割」では、家庭は「核家族化・少子化・母親の就労増大、及び父親の単身赴任等による不在等に伴い、児童養育における世代間伝承機能や家族間の相互扶助機能をともすれば弱体化させてきており、(中略)親の無責任・無関心のため、親から放任され、あるいは親子関係を拒否されて孤独に陥っている児童もみられ、(中略)過剰な期待が児童にかけられ、児童の自立を遅らせ、親離れ、子離れといった親子関係の適正な発達を阻害」されるようになってきている等の認識が示されている。

ところが、1990年の「これからの家庭と子育てに関する懇談会報告書」では、子どもを取り巻く環境が「縮小化と希薄化」していることが述べられているが、この子どもを取り巻く環境の縮小化と希薄化が(従来の認識である)家族の養育機能や「家庭」機能を低下させているとの指摘とあわせて、そうであるからこそ家族が「子育てに喜びを享受」できる環境整備の必要性が指摘され、そして、「子育てに伴う種々の負担の増大が、子どもを持つことをためらわせる原因になっている(中略)、これらの要因を取り除くことが必要だ」との見解が示される。

そして、翌1991年の健やかに子供を生み育てる環境

づくりに関する関係省庁連絡会議の「とりまとめ」でも「近年の出生率の低下は、家庭を持つことや子育てに伴う負担や苦勞が喜びや楽しみを上回り、家庭や子育てに対する魅力が失われつつある(中略)、今後、家庭を築き子どもを育てていく人々が喜びや楽しみを感じることのできる社会づくり」に向けた努力が必要だと、子育てする親の負担の軽減の必要性がはっきりと述べられる。その後の「少子化への対応を考える有識者会議の提言」から「少子化対策基本方針」そして「新エンゼルプラン」に至る一連の施策や報告なかで、一貫して「子育てする親の負担の軽減」がテーマとなっていく。

以上、子育て支援の積極的展開がみられ始める1990年代に入って、子育て支援に関する報告書や政策文書のなかで、「親の子育て負担の軽減」についての認識がみられ、また強調されるようになったことをみてきた。最近の政策文書などでは、「子育て負担」という語句こそみられなくなったが、子育て負担、したがってその軽減が必要だとの認識は引き継がれ、少子化社会対策大綱では「子どもを生み、育てにくい」という語句となって表れているといつてよいであろう。

このように、いまの子育て支援は、なによりも子どもを育てる親の負担や困難に目を向けた、親に焦点を当てた支援なのである。以下その問題点を論じていくが、その際、子どもを育てる親を支援することが有効ではないとか、不適切である、さらには無意味だといっているわけではないことに留意されたい。ここでは、(子どもを育てる)親の困難・支援の必要性だけに目を向けた支援の組立ての孕む問題性を指摘しようとしているのである。実際、親支援を否定して子どもをすべて児童養護施設などで養育するなどといった支援は非現実的であるし、子どもの側からみても問題が多い。

子どもの権利を保障する視点の欠如

さて、まず、親に焦点を当てた支援では、子どもの権利保障の視点がぼやけ、こうした視点の欠如につながりかねないことが指摘できる。事実、最新の子育て支援施策である『子供と家族を応援する日本』重点戦略をみても、子どもの権利保障の視点は前面には出ていない。重点戦略は、その策定の視点を4つ述べている。

1つに、高齢者人口の増加と生産年齢人口の増加という人口構造の変化と労働力人口の急速な減少がわが国の経済社会に大きな影響を及ぼす危惧を述べる。

2つに、結婚や出産・子育てに関して国民の希望と現実の乖離が存在し、その乖離を生み出している要因を指摘したうえで、国民の希望する結婚や出産・子育ての実

現が政策課題であることを述べる。

3つ目は、わが国経済社会の持続的発展のための、「今後生まれてくる子どもたちが労働市場に参加することが可能となるまでの間（2030年頃まで）における労働力人口の減少を緩和するために、『若者、女性、高齢者等の労働市場参加』を実現すること」と「2030年以降に予想されるより急速な生産年齢人口及び労働力人口の減少を緩和するためにも、『国民が希望する結婚や出産・子育て』をできる限り早く実現すること」という2つの課題を指摘する。

そして4つ目は、国民の希望する結婚と出産・子育てを実現するために、「働き方の見直しによる仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現」と「その社会的基盤となる『包括的な次世代育成支援の枠組みの構築』（『親の就労と子どもの育成の両立』と『家庭における子育て』を包括的に支援する仕組み）」に取り組むことが必要不可欠であると述べる。

なぜ、子どもと家族を応援するのか、このままでは労働力人口が減少し、わが国経済社会は深刻な影響を受けるようになるので、これまでの出生児数の減少によって今後減少する労働力人口の影響を緩和する施策に取り組むと同時に、国民が希望する数の子どもを実際に生み育てることができるようにワーク・ライフ・バランスの実現と包括的な次世代育成支援の枠組を構築する、そう述べているのだが、そこには子どもの権利保障の視点は一切みられない。

次世代育成支援対策推進法も、第3条で「父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭その他の場において、子育ての意義についての理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感されるように配慮して行われなければならない」とその基本理念を定めているが、この規定のなかにも子どもの権利保障の視点はみられない。

さらに、少子化対策基本法の第2条の施策の基本理念をみても、第1項では「少子化に対処するための施策は、（中略）家庭や子育てに夢を持ち、かつ、次代の社会を担う子どもを安心して生み、育てることができる環境を整備することを旨として講ぜられなければならない」と定めているだけである。ただ、第3項で「少子化に対処するための施策を講ずるに当たっては、子どもの安全な生活が確保されるとともに、子どもがひとしく心身ともに健やかに育つことができるよう配慮しなければならない」（傍点、引用者）と、子どもの権利保障への言及もみ受けられる。ただし、同項の文頭の「少子化に対処するための施策を講ずるに当たっては」の文言から、少子

化対策に取り組む際の留意事項として子どもの権利保障への配慮の必要性が言及されたものだと解釈できるならば、子どもの権利保障の視点がみ受けられるといっても、それは消極的に規定されているにすぎないものである。

浅井は、「国民の権利規定を前提に、行政が地域住民に対していかなる権利保障していくのが戦後における福祉分野法の基本的内容であった」のであるが、「次世代育成支援に関する法的規定は、親および子どもの権利としての視点を欠如」していると指摘する（浅井2005：27）。子育て支援が子どもの権利保障の視点を欠くとき、場合によっては支援が子どもに反福祉的に作用するようになりかねない。それは、子どもを育てる親に焦点を当てた支援は、子どもを育てる側から必要な支援を組み立てることになり、そして子どもを育てる側の必要を満たすことが必ずしも子どもの福祉に繋がるとはかぎらないからである。

親の都合を優先した支援

そこで、子どもを育てる親に焦点を当てた子育て支援の問題点として、第2に支援が、子どもを育てる親の負担や困難が解消されればよだけの親支援に矮小化されてしまうことがある点を指摘したい。単純に考えれば、親支援が強調されると親の都合を優先した支援になってしまうということであるが、そうした問題性が、現在の保育サービスの拡充策のなかに端的に現われている。現在の乳幼児の保育をめぐる一連の改革では、一言でいえば、保護者にとって利用しやすいように保育サービスの量的拡大が目指されているといつてよいであろう。

具体的には、1997年の児童福祉法改正によって保育所の措置制度を廃止して利用施設化を図った改革を皮切りに、短時間勤務の保育士の導入や調理業務の外部委託を認める改革、保育士資格の法定化、公立保育所と私立の認可保育所だけでなく他の保育施設の活用や入所児童の定員の弾力化によって進められた待機児童ゼロ作戦、結果的に認可外保育施設にも市民権を与えることになる（山縣2002）同保育施設への指導強化、社会福祉法人以外の民間団体にも設置の道を開いた保育所設置認可の規制緩和、民間事業者の参入を促進するためのPF1方式の導入、東京都の認証保育所を代表とする自治体が独自に（児童福祉施設最低基準を下回る）基準を設けて認定する（認可外）保育施設への助成と厚生労働省によるこうした保育施設を追認する対応（鈴木2004）、改革というよりいまの地方自治体での大きな動きとして公立保育所の民営化、その民営化に拍車をかけることが懸念される公立保育所の運営費の一般財源化（鈴木2004）、幼稚

園の預かり保育の推進、幼保総合施設（認定こども園）の制度化、そして、やみくもに保育の受け皿の拡大が目指されることが懸念される新待機児童ゼロ作戦の策定など一連の改革が行われてきた。

これらの改革では、本稿ではその詳細を吟味する余裕はないが、保護者の保育ニーズ、といっても実態は親の求める多様な子どもの預け方に応えて、保育枠を拡大しようとしたもので、子どもの保育条件を向上させようとする改革はほとんどみられない。むしろ子どもの保育条件の悪化の招来が懸念される改革が多く含まれている。

加藤は保育所や幼稚園の機能には親のための機能と子どものための機能の2つの側面があるとしたうえで、「1990年代に始まる保育制度改革論が一貫して『親のための機能』に基づいて展開されてきたため、『子どものための機能』をどう組織するかが常に二次的・副次的課題として位置づけられてきた」とこの問題性を指摘する。その結果、保育サービスの市場化が目指され、親についてみれば、『働く親』であることと『子育てする親であること』との間に、深刻な矛盾が生じ、保育者のなかにも、商品化された保育サービスの担い手となった矛盾が生じ、そして、なによりも乳児の段階から長時間保育を余儀なくされる子どものなかに、「子どもを育てる場で子どもが育たない」という矛盾が生じてきているという（加藤2004：108，113）。このように、親の負担や困難ばかりに目を向けて支援が組み立てられた場合、子どもの福祉保障が二の次にされてしまう、場合によって子どもにとって反福祉的な結果を招来する支援が講じられる危険すら伴われるのである。

4. 子どもを育てる親の自助努力への支援

支援が、子どもを育てる親の負担や困難ばかりに目が向けられて組み立てられる親支援だという点は、また違った問題と結びつく。それは、子どもを育てる親の自助努力への支援だということに起因する問題である。近代社会では、子どもの養育責任は親にあると観念されている。近代社会の本質的特徴のひとつが、「親ともなれば、子どもを一人前になるまで育てる責任をもつことが義務として課せられる」（山田2005：26）のである。わが国でも、明治期以来、国家の手によって親の子どもに対する責任が制度化されてきている（田澤1999，広井1999）。こうした養育責任に基づいては親に子どもを育てる自助努力が強く求められる。そうした自助努力が原則となっているといってもよいだろう。

支援を組み立てるにあたって焦点の当てられる親には

以上のように子どもを育てる自助努力の義務が課せられているわけであるから、当然、支援はそうした自助努力に向けられるものとなろう。そうだからこそ、親の子育ての負担がことさら強調されるのである。そして、負担を軽減して子どもを育てる親の自助努力を促す方向が目指される。そうであるならば、いまの子育て支援は自助努力で子育てするには負担が重過ぎると判断されるかぎりでの支援、いわば子育ての自助努力の求められる親への条件付きの支援だということになる。そこで、いまの子育て支援の問題を孕んだ特徴の3点目として、支援が子どもを育てる親の自助努力への支援だということが指摘できる。

支援から抜け落ちる親が自助努力の限界を超えた子どもたち

支援によって親が十分に自助努力できるようになればよいのだが、必ずしもそうなるとはかぎらない。川崎は、自分が児童福祉司として扱ったある事例を紹介しているが、その事例では、通園して来なくなった子どもが家でネグレクトされているようだと言われ、保育園からの通告を受けて家庭訪問し、その（母子家庭の）母親と面接をしたところ、母親から「働かなくては生きていけない」、「疲れて、保育所に連れて行くだけでもしんどい」と苦境を訴えられることになる（川崎2006）。この事例では、実費負担の必要な送迎バスの無料利用という園長の計らいで解決が図られているが、それでは、こうした場合に対処できるように保育サービスに送迎サービスを付加すればよいかということ、それで済まされる問題だとは思われない。問題の本質は、親の自助努力の限界を超えた状況にいまの子育て支援が対処できないところにある。

ところで、「次世代の育成を」という課題をはじめとした『再生産』の責任を『国家』と『家族』にどのようなかたちで配分するかをめぐる政治的対立が『家族政策』の成立にとって本質的な要素」だとの視点から少子化についての論議をこの家族政策との関連で分析した渋谷は、いまの少子化対策に志向した子育て支援の底流に、「家庭機能の低下という認識を前提にして家族機能を強化する政策的立場」である「家庭支援」政策が据えられていることを指摘している。

渋谷によれば、この「家庭支援」政策は、1970年代の世界的規模での福祉見直しのなかで従来の福祉国家に代わって強調されるようになったものであるが、わが国でも70年代にそうした方向での議論の活発化がみられ、80年代に「児童家庭福祉」概念が登場し、「子の養育における親の責任、家庭という基盤の『第一次的重要性』を再

確認すべきとのメッセージを伝える政策的提言」が相次いで出されるようになるという。ところが90年代に入って、少子化論議で、「子育て負担の増大という問題を重視し、(中略)『社会全体』で子育ての支援の必要性をという内容が前面に出て」くるようになるが、やはりその目指される方向は国家の役割の拡大ではなく、「『自由な選択』と『自己責任』という理念によって保育サービスのリストラクチャリングを促進する(中略)、その結果、個別サービスは国家から市場に移され、サービスの費用負担責任は『自己責任』の単位である家族へとシフトしつつある」(傍点、引用者)という(渋谷1999: 376, 381)。

このようにいまの子育て支援は、さきに述べた保育サービスの拡充策にとくに顕著にみられるが、「親の選択や利便性、さらに公平性が強調され、それに応える策として競争原理の導入や規制緩和での効率化などの受け皿づくり、財政効率優先による効率化が強調」される傾向にあり(村山2003: 26)、その結果、「経済力に乏しい層が援助やサービスを得られない状況」(中谷2006: 171)が現れてくるのが危惧される。そして、それは、渋谷の論議から示唆されるように、いまの子育て支援が、一見子どもの養育に対する国家の役割を拡大するように見えるが、決してそうではなく親の養育責任を前提に子どもを育てる親の自助努力が基本に据えられたものだからである。

ところで、貧困家庭の子どもたちの問題を「子育て・子育て支援がうまく機能しなかった『ツケ』がそこに集約されているととらえることができる」とする岩田は、「子育て支援策は、その施策から取り残される子どもたちの生活から考えていくこと(中略)、社会的弱者、とりわけ貧困家庭の子育てと子育てから仕組み作りをしていくこと」の必要性を訴える(岩田2007: 211, 216)。子育て施策がうまく機能しないツケを回される子どもたちは社会的弱者とりわけ貧困家庭の子どもたちであり、そうした家庭では、親は自助努力の限界に達しているのである。

いまの子育て支援が親に焦点を当てた支援であり、それとも子どもを育てる親の自助努力への支援であるために、さらなる問題も生み出される。それは子育て支援が自家撞着に陥り、支援の抑制へのベクトルを内包することになるという問題である。さきに述べたように、少なくとも近代以降の社会では親に子どもを育てる自助努力が強く求められ、それが原則となっている。子どもを育てる親の自助努力への支援は、そもそもこの親の自助努力の原則に抵触するのである。そのため親への支援は常

にそれを抑制する方向へのベクトルが作用する。現在、子育て支援が強力に推進されているように見えるが、親の自助努力への支援に志向するいまの子育て支援には、支援の強力推進への論議が内在しているわけではない。それにもかかわらず支援が強力に推進されているのは、出生率の上昇を命題とする少子化対策が重要な政策課題となっているためである。

さらに、こうした問題性を孕むいまの子育て支援は、親の自助努力の義務が損なわれてしまうことを常に警戒しながら組み立てられていくことにもなる。だからこそ、少子化社会対策基本法も次世代育成支援対策推進法も、その基本理念の規定のなかで、少子化社会対策あるいは次世代育成支援対策が「父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するとの認識の下に」進められていくべきことを強調しているわけである。その結果、子どもを育てる親の自助努力の義務がかえって鮮明になり、親の自助努力が一層要求されることになりかねない。そのツケが不利を背負った家庭に暮らす子どもたちにも回されるようになるとはいえないだろうか。

5. 子どもの育ちに焦点を当てた子どもの生活と成長・発達保障 むすびに代えて

あらゆる子どもがその恩恵を享受できるわけではない今の子育て支援

これまで、子ども虐待が深刻化し、子どもの貧困問題が顕在化してきているが、そうした事実が子育て支援が積極的に推進されるなかで生じている点に着目し、いまの子育て支援はあらゆる子どもが支援の恩恵を享受できるように計画されたものではないのではないかとの問題意識から、支援の特徴や問題点を探ってきた。まず、少子化対策としての性格が強いために、目の前の負担が軽くなれば、人びとはそれだけ生子み・子育てに動機づけられるだろうとの考えから、支援が乳幼児期、せいぜい低年齢の学童期に集中してしまい、長期化している子ども期全体を展望した支援の組立てがなされたものではない点を指摘した。そして、子育てする親に焦点を当てた支援であるために、子どもの権利保障の視点がぼやけ、また、結局はそれ自体自家撞着する問題を内包する子どもを育てる親の自助努力を支援する施策にとどまるものになってしまう点を指摘した。

最後に、以上のような特徴をもったいまの子育て支援が虐待等の養護問題や貧困による不利や困難を背負った子どもたちにとって有効な支援ではない点について考察をくわえ、こうした子どもたちを含めて、あらゆる子ども

もが支援の恩恵を享受できる子育て支援のあり方を探ることにする。

まず、いまの子育て支援は、低年齢の子ども期に特化した支援であり、育児と仕事の両立と、とくに専業主婦を中心とした母親の育児不安の解消を目指した、乳幼児期とせいぜい低年齢の学童期の子育てを支援する対策である。育児と仕事の両立支援については、その中心的役割を果たす保育対策は、そもそも救貧対策として位置づけられ、発展もしてきたものではあるが、現在の保育サービスの拡充策が前節で指摘した問題を伴ったものであるならば、とくに困難な状況にある家庭に育つ子どものウェル・ビーイングに結びつくとは思われない。

また、親、とくに母親の育児不安への対応が図られるようになっているが、こうした対応が有効であるのは限られた家庭での子育てであることが疑われる。岩田は、育児不安や育児ノイローゼが母親の生活基盤が安定しているときに顕在化してくるものであって、「生活基盤が脆弱で生活問題を抱えている母親の育児問題は、生活問題につぶされて後回しとなったり、育児の責任の放棄という現象形態をとりやすく顕在化しにくい」ことを明らかにし、「問題が顕在化しなくとも、育児の、そして子どもから見れば子育ての問題が生じており、そこには育児困難が存在している」と興味深い指摘をしている（岩田2000：181）。いまの育児不安を想定した地域子育て支援が有効であるのは生活基盤の安定した家庭での子育てであって、生活基盤の脆弱で困難な状況にある家庭の子育て支援が抜け落ちていくことが示唆されよう。

さらに、そもそも、低年齢の子ども期に集中した支援だけで、こうした困難な状況にある家庭の子育てを改善できるとは思われない。むしろ子どもの年齢が高くなるほど、とくに経済的側面での支援の重要性が増していくものである。子どもは乳幼児期や低年齢の学童期だけでなく、それこそ大人になるまで周囲に支えられながら毎日の生活を送り、成長し育っていくものである。子どもにとってみれば、大人になるまで、周囲の支えによって安心して暮らし、育っていけることが求められる。長期に及ぶ子ども期全体を展望した支援が必要なのである。

親の自助努力のみで克服できない子どもの育ちの困難

つぎに、いまの子育て支援が子どもを育てる親に焦点を当てて組み立てられる、親の自助努力への支援であるため、結局は、自助努力の限界に達した困難な状況にある親への支援が抜け落ちていく問題性についてみていこう。山野は、1990年代に入って子ども虐待への社会的関心の深まりに伴って、虐待が「こころの問題」として捉

えられ、理解される傾向が現れ、「『豊かな社会』のなかでの『現代的な児童虐待』『家族病理』といった意匠で問題が語られることが、今のわが国の児童虐待の捉え方の主流」となっていると指摘する。そして「こうした捉え方を基に、家族や保護者個人の『こころ』への手当が志向され、貧困等の社会的な要因やそれを改善できない行政や社会の責任問題はどこかに消えてしまう」という（山野2006：61-62）。さらに、子ども虐待でまず問われるべきは、虐待する保護者の責任性や心の問題ではなく、虐待問題が生じている家族の貧困や社会資源の不足の問題であり、「社会福祉全体の欠陥や社会的な資源不足自体が、子どもたちを虐待状況においている可能性さえあること」（同：92）だという。

子ども虐待を虐待する親の（とくに、こころの）問題として捉え、その親の問題の改善を「カウンセリングや心理・教育的プログラムのみに特化された援助方法」（同：86）によって図っていくという虐待問題への対応傾向は、いまの子育て支援が子どもを育てる親に焦点を当てて支援を組み立てる行き方と通底するものである。

松本も、「子ども虐待の議論と世論には、常に親の責任に焦点を当てる議論と親へのパッシングが付きまとう」問題点を指摘したうえで、「貧困や経済的困窮と関連させて議論するということは、個人的なことがらに問題を矮小化せず、社会的な問題として把握し、生活そのものを支え安定させる手立てを社会的に準備する必要性を提起する」ものだと論じる（松本2007b：21-22）。虐待を、虐待する親のこころの問題や個人的なことがらの面だけで捉えるかぎり、「僕たち現場の児童福祉司は、（中略）子どもたちを家族から切り離して施設入所させるか、当面は家族から切り離さず、在宅での生活の様子観察（モニタリング）を行うかという両極の方法しか現状持たない」（山野2006）ことになる。「児童虐待の加害者となってしまう保護者は、これ以上ないというほどの苦しみ、困難を味わわされ、また人権侵害の被害者に立たされてきたのであり、その果てに到達したのが、児童虐待という結果なのである」（川崎2006：90）といった、虐待に走る親の困難な状況が視野のなかから消え、したがって、社会資源を充実し、家族の生活改善を図る（山野2006）といった親の困難な状況への対処が採られることもない。けれども、こうした対処こそ、子育て支援として取り組まれることが強く求められているのではないだろうか。

また、松本は、現実には「子育て家族の貧困」と重なるのであるが、「子どもの側から貧困がどのような不利と困難を子ども自身の人生にもたらすのか、という点を浮き彫りにする必要がある」との思いから、「子どもの貧困」

の言葉を意図的に使用するという。貧困は「安心できる安定した生活、大人からの支持、他人との応答的關係が継続すること、子どもらしい活動と経験、失敗してもやり直しがきくこと、将来の可能性が閉ざされていないこと」といった子どもの発達の基盤を狭め、歪め、奪い去るという。そして、わが国が子育ての家族依存の度合いが高く、子どもについて親の責任が強調される度合いも高い国であり、そのため子どもの貧困問題についても親の責任が強調され、その陰に隠れて貧困による子どもの不利や困難が正面から取り組まれてこなかったことを指摘する(松本2008b: 30, 36)。

競争社会では、「貧困は個人の生き方の問題や努力不足の結果として」理解されやすく、その結果「子どもの負っている不利の認識は、容易に『責任を果たしていない』『問題のある』親への非難に転化」されてしまう(松本2008a: 42, 43)。親の「心がけ」の問題として見過ごされてしまいがちだという貧困による子どもの不利や困難の問題は、子どもを育てる親の自助努力に限界があること、したがって、ただ親の自助努力を支援し、それを促すだけでは済まされないことを示しているといえよう。必要なことは、子どもの不利や困難を自助努力の不足する親への非難に転化するのではなく、逆に親の自助努力の限界を認めた支援を志向することではないだろうか。

子育て支援が親の自助努力の限界を認めた支援となるためには、支援を組み立てるにあたって親に焦点を当てる行き方を改め、子どもの育ちに焦点を当て、子どもの側から支援を組み立てていくことが必要である。そうすることによって、子どもの生活と成長・発達の保障を第一義的に目指す支援となることが可能になるはずである。そのためには、まずなによりも、子どもの権利保障を基本に据えた支援の組立てが必要である。子育て支援の基本理念に子どもの権利を据えるべきだとする見解や主張は多くみられる。たとえば、高橋は、いまの子育て支援の問題点は「合計特殊出生率の低下が背景にあり、子育てと仕事の両立支援、家庭における子育て支援が中核になったこと」であり、「理念として、まず、子どもの最善の利益、子どものウェルビーイング(権利の尊重と自己実現)の促進が最初であり、子どものウェルビーイングを促進するために親のウェルビーイングを促進するための施策が考えられるべきである」と主張する(高橋2007: 183)。

また、赤川は、子育て支援を正当化し、根拠づけることができるのは、子どもの人権の観点だけだと論じている。赤川によれば、子どもの人権以外の子育て支援の正当化の根拠、たとえば出生率を上げるためだとか男女共

同参画を促進するといった正当化の根拠はほころびるものだという(赤川2004)。そうだとすると、子どもの人権を前面に据えない限り、親に子どもを育てる自助努力の義務が課せられているにもかかわらず、子育て支援を進めていくこと自体に無理があることが示唆されよう。

自助手段をもたないことを許された子どもの権利保障

だが、現実には子どもの権利がお題目のように唱えられるだけで、一向に実効を発揮しえないでいると思われる。それだけ、子どもの養育については、私的扶養による親の責任の比重が重いということなのだろうか。そうだとすると、いや、そうであるからこそ、この私的扶養による親の責任の重さを跳ね返すだけの力をもった子どもの権利を認める論理が必要なのである。

大沢は、「子どもが親と独立のベーシック・インカムをもつならば、育てる営みは直接の経済的負担であることから開放され、親子関係にも新たな地平が開ける」との観点から、子どもへのベーシック・インカムの可能性を探る論議のなかで、「現代社会ではユニバーサルになっている全日制的義務教育制度は、児童労働の禁止と表裏をなし、子どもは固有の所得をもたないことが通常である」(傍点、引用者)ことを指摘している(大沢2008: 83)。

知られるように、近代的な児童保護事業は、産業化の進展のなかで(工場等での)児童労働の一般化や子どもの労働搾取の激化といった深刻な問題状況が出現し、子どもを労働から保護する機運のなかで開始されたものであり、近代教育思想の成立と相俟って、子どもに労働を免除して教育を保障する体制を確立させた(古川1982)。

現在わが国でも、労働基準法第56条は、「使用者は、児童が満15歳に達した日以後の最初の3月31日が終了するまで、これを使用してはならない」と、例外的な事業での労働を除いて、中学校を卒業するまで子どもを労働者として使用することを禁じている。

近代市民社会は、自立、すなわち「自らの労働力を交換することによって必要な財を得ることを求める社会」であり(岩崎2002: 71)、自助、つまり自分の食い扶持は自分で稼ぐことを根本原則とする社会である。したがって、労働に従事しないことは自助手段をもたないことを意味し、そして、子どもに労働への従事を免除することは、子どもが自助手段を失うことを意味する。

さらに、この子どもの労働免除は、子どもに対して権利として認めたものである。労働基準法は労働(保護)法であるわけだから、第56条の規定は、子どもに労働することを禁止したのではなく、子どもを労働から保護するために雇用主に子どもを労働者として使用すること

を禁止したものである。さらに、日本国憲法は、保護者に子どもに普通教育を受けさせる義務を課しているが、それを子どもの側かみれば、子どもには労働しないで教育を受ける権利が与えられているということになる。

子どもとは、少なくとも近代市民社会では、労働を免除され、したがって自分の食い扶持は自分で稼ぐという自助手段をもたないことが許される権利を有する存在だということになる。自助手段を失うことは、もちろん自助・自活できないことを意味するから、その生活の保障が問題となる。だが、子どもに自助手段をもたないことが許される権利が与えられているわけであるから、当然、その生活の保障も子どもの権利として行われるべきものだということになる。そうでなければ、子どもに権利として与える労働免除は完結しない。そして、この権利を子どもに与えるのは他ならぬ国家なのであるから、子どもの生活の保障も、基本的には子どもに対して国家が責務として遂行すべきものだということになる。

以上から、子どもの労働免除を完結するためには、自助手段を失った子どもの生活と成長・発達の公的保障を確立することが必要だということになる。もちろん、そうだからといって国家が、社会が子どもの面倒をすべてみるべきだなどするのは現実的ではない。だが、こうした子どもの生活と成長・発達の公的な保障の確立によって、親の責任を相対化し、子どもを育てる親の自助努力への拘りを緩和していく道が開けるのではないだろうか。そのためには、教育や保育、保健、医療といった子どもが生活し、発達・成長するための基礎的な必要の充足を、子どもの属する世帯から切り離して保障するといった、思い切った対策を講じていくことが重要だと思われるが、その具体的な方策については次の課題としたい。

参考・引用文献

阿部彩 (2005)「子どもの貧困 国際比較の視点から」国立社会保障・人口問題研究所(編)『子育て世帯の社会保障』東京大学出版会, 119 - 142
 阿部彩 (2008)『子どもの貧困』岩波書店
 赤川学 (2004)『子どもが減って何が悪い』筑摩書房
 浅井春夫 (2005)「次世代育成支援の現状と課題」『子ども白書2005』ひとなる書房, 24 - 29
 上笙一郎 (1991)『日本子育て物語』筑摩書房
 古川孝順 (1982)『子どもの権利』有斐閣
 岩崎晋也 (2002)「なぜ自立社会は援助を必要とするのか」古川孝順 他『援助するということ』有斐閣, 70 - 133

岩田美香 (2000)『現代社会の育児不安』家政教育社
 岩田美香 (2007)「貧困家庭と子育て支援」『季刊・社会保障』第43巻第3号, 211 - 218
 加藤繁美 (2004)『子どもへの責任』ひとなる書房
 川崎二三彦 (2006)『児童虐待 - 現場からの提言』岩波書店
 松田茂樹 (2009)「これからの少子化対策に求められる視点」『ライフデザインレポート』2009年3-4月号, 16 - 23
 松本伊智郎 (2007a)「子ども：子どもの貧困と社会的公正」青木紀・杉村宏(編)『現代の貧困と不平等』明石書店, 45 - 66
 松本伊智郎 (2007b)「介入と支援のはざま」小林美智子・松本伊智郎(編)『子ども虐待 介入と支援のはざま』明石書店, 9 - 24
 松本伊智郎 (2008a)「貧困の再発見と子ども」浅井春夫・松本伊智郎・湯澤直美(編)『子どもの貧困』明石書店, 14 - 61
 松本伊智郎 (2008b)「子どもの視点から貧困の再発見を」『福祉のひろば』2008年10月号, かもがわ出版, 30 - 39
 村山祐一 (2003)「子育て支援の今日的課題」『女性労働研究44号 構造改革と子育て支援』青木書店19 - 28
 中谷奈津子 (2006)「地域子育て支援施策の変遷と課題 - 親のエンパワーメントの観点から - 」『季刊社会保障研究』第42巻第2号, 165 - 173
 大沢真理 (2008)「育てるうえでの子育てと育つうえでのニーズ」社会政策学会(編)『子育てをめぐる社会政策(社会政策学会誌第19号)』法律文化社, 74 - 83
 汐見念幸 (2005)「国・自治体における子育て支援と保育の施策についての動向」『発達』101号, ミネルヴァ書房, 2 - 6
 渋谷敦司 (2009)「少子化問題の社会的構成と家族政策」『季刊社会保障』第34巻第4号, 374 - 384
 鈴木尚子 (2004)「保育分野の規制緩和と改革の行方」『レファレンス』平成16年4月号, 5 - 23
 高橋重宏 (2007)「『子育て支援』から『子育て支援』へ」『季刊社会保障研究』第43号第3号, 182 - 183
 山縣文治 (2002)『現代保育論』ミネルヴァ書房
 山野良一 (2006)「児童虐待は『ころ』の問題化か」上野加代子(編)『児童虐待のポリティックス』明石書店, 53 - 99